

|      |                             |
|------|-----------------------------|
|      | 平成 21 年 9 月 29 日四運自公第 23 号  |
| 一部改正 | 平成 21 年 11 月 27 日四運自公第 45 号 |
| 一部改正 | 平成 22 年 3 月 12 日四運自公第 56 号  |
| 一部改正 | 平成 22 年 3 月 30 日四運自公第 57 号  |
| 一部改正 | 平成 24 年 4 月 10 日四運自公第 3 号   |
| 一部改正 | 平成 25 年 9 月 27 日四運自公第 9 号   |
| 一部改正 | 平成 26 年 1 月 24 日四運自公第 26 号  |
| 一部改正 | 平成 26 年 5 月 1 日四運自公第 1 号の 3 |
| 一部改正 | 平成 29 年 1 月 16 日四運自公第 40 号  |
| 一部改正 | 平成 29 年 3 月 16 日四運自公第 47 号  |
| 一部改正 | 平成 30 年 4 月 16 日四運自公第 2 号   |
| 一部改正 | 令和 2 年 11 月 27 日四運自公第 10 号  |
| 一部改正 | 令和 3 年 6 月 1 日四運自公第 4 号     |
| 一部改正 | 令和 5 年 9 月 29 日四運自公第 36 号   |
| 一部改正 | 令和 6 年 4 月 5 日四運自公第 4 号     |
| 一部改正 | 令和 6 年 9 月 30 日四運自公第 20 号   |

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 21 年 9 月 29 日

四国運輸局長 宮村 弘明

記

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 40 条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号。以下「タク特法」という。）第 52 条第 1 項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に關

する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行うときは、この基準によるものとする。

## 1. 通則

- (1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。
- また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
- (2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
- (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
  - ② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反
  - ③ 法第33条第1項又は第2項の違反
  - ④ 法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）
  - ⑤ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (4) この基準において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
  - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
  - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この基準の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

- ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) タクシー適正化・活性化法第3条第1項に規定する特定地域（以下「特定地域」という。）又は同法第3条の2第1項に規定する準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を次により取り扱うものとする。
- ① 特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1. 2倍に加重する。
- ただし、監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。②において同じ。）を特定地域指定時車両数（特定地域に指定されたとき（当該地域が連續して特定地域に指定されている場合は、その連續する最初の特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1. 1倍とする。
- ② 準特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1. 1倍に加重する。
- ただし、監査時車両数を準特定地域指定時車両数（準特定地域に指定されたとき（当該地域が連續して準特定地域に指定されている場合は、その連續する最初の準特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1倍とする。
- (8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
- ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違

反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、10日車とする。

- (10) 四国運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この基準（別表第1を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、4.（4）若しくは5.（3）又は6.（1）ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- (11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は四国運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- (12) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
- ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- イ　当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
- ロ　廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
- ハ　四国運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）
- ニ　廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）
- (13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあっては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ①　事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
- ②　事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①

に該当する営業所がない場合に限る。)

- (3) 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）
  - (4) 当該事務所に最寄りの営業所（①から③までに該当する営業所がない場合に限る。）
- (14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13)①から④までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- (15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。
- (16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2. (7)及び6.(2)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12)②の例にならって取り扱うものとする。
  - ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分を行う事業者には、1. (5) から (10) までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4. (1) ④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4. (1) ④各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4. (1) ④口に該当したことに伴って4. (1) ④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。
- ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合

にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

- ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
  - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
  - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
  - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行又は無保険運行がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (8) タクシー適正化・活性化法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1. (12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4. (1)①から③まで若しくは5. (1)又は6. (1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (3) 行政処分等に係る処分日車数は、1. (5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数

に切り上げるものとする。

- (4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。
- ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。
- (6) (1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項（タク特法第52条第2項又はタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

#### 4. 事業の停止処分

- (1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合(5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。
- なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。
- ① 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が51点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合（①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）
- ③ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合（①又は②に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、①又は②による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）
- ④ 次のいずれかに該当する場合（6.(1)⑥に該当する場合を除く。）
- イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合
- ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場

合

- ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合
- ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合
- ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合
- ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
- チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合
- リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合
- ヌ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

- (2) (1)①から③までの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。
- (3) (1)④の場合の事業の停止期間は、(1)④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1)④口に該当したことに伴って4.(1)④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を附加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の

- 処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((5) に該当する場合を除く。) には、当該違反営業所等に、3.(3) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((6) に該当する場合を除く。) には、当該違反営業所等に、3.(3) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((5) 又は(7)に該当する場合を除く。) には、当該違反営業所等に、3.(3) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (10) 3.(6) の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

## 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

- (1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の①又は②のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- ① 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一つの支局区域における累積点数が81点以上となった場合
  - ② 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一つの管轄区域における累積点数が161点以上となった場合
- なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、①又は②のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。
- (2) (1)の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

- ① (1)①の場合にあっては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域
- ② (1)②の場合にあっては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域
- (3) (1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者（①の事業者を除く。）について、累積点数が161点以上となった場合
- ③ 違反点数の付与により、①又は②以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- ④ 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消処分を受けた場合
- ⑤ 法第40条、タク特法第52条第1項若しくはタクシー適正化・活性化法第17条の3第1項に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項（タク特法第52条第2項及びタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ⑥ 4. (1) ④による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4. (1) ④又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4. (1) ④のロ、ハ、ニ、ホ及びへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）
- ⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
  - イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の

## 命令

- ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令
- ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
- ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
- ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
- ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- ト 法第31条に規定する事業改善の命令
- チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
- リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令
- ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令
- ル タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項に規定する事業者計画の認可命令
- ヲ タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項に規定する認可事業者計画の変更命令
- ワ タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項に規定する供給輸送力の削減命令
- カ タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項に規定する認可事業者計画の変更命令
- ヨ タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項に規定する営業方法の制限に関する命令
- タ タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項に規定する運賃の変更命令
- レ タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する確保命令

(8) 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)⑥及び⑦の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

## 附 則

1. この基準は、平成21年10月1日から適用する。
2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この基準の施行後に違反行為があったものについて適用し、この基準の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成18年公示の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この基準の施行前の違反行為については、廃止前の平成18年公示1. (8)の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成21年11月27日 四運自公第45号）

1. 改正後の基準は、平成21年12月1日から適用する。
2. 平成21年11月30日までの違反行為については、従前に定める基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成22年3月12日 四運自公第56号）

1. 改正後の基準は、平成22年3月12日から適用する。

附 則（平成22年3月30日 四運自公第57号）

1. 改正後の基準は、平成22年3月30日から適用する。

附 則（平成24年4月10日 四運自公第3号）

1. 改正後の基準は、平成24年4月16日から適用する。

附 則（平成25年9月27日 四運自公第9号）

1. 改正後の基準は、平成25年11月1日から施行する。
2. 改正後の基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、改正後の基準の規定を適用することが改正前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、改正前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4. (1) ④の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、次号による廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（処分基準）」（平成24年3月30日付け四運自公第17号。次号において「平成24年処分基準」という。）により行政処分等を行うものとする。
4. 平成24年処分基準は、平成25年10月31日限り廃止する。

附 則（平成26年1月24日 四運自公第26号）

1. 改正後の基準は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、改正後の基準の規定を適用することが改正前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、改正前の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成26年5月1日 四運自公第1号の3）

1. 改正後の基準は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成29年1月16日 四運自公第40号）

1. 改正後の基準は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成29年3月16日 四運自公第47号）

1. 改正後の基準は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年4月16日 四運自公第2号）

1. 改正後の基準は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月27日 四運自公第10号）

1. 改正後の基準は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年6月1日 四運自公第4号）

1. 改正後の基準は、令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日 四運自公第36号）

1. 改正後の基準は、令和5年10月1日から施行する。
2. 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年4月5日 四運自公第4号）

1. 改正後の基準は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年9月30日 四運自公第20号）

1. 改正後の基準は、令和6年10月1日から施行する。
2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。